

告示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー和光丸山台店

埼玉県和光市丸山台三丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 和光市産業振興条例の趣旨理解と施策への協力

和光市産業振興計画の規定に基づき、次の事項についてご協力をお願いします。

ア 条例では、市内事業者の責務（努力義務）として「地域貢献」、「企業市民活動への参画」及び「商工会への加入」を定めています。条例の趣旨をご理解いただき、地域における産業振興施策に積極的に参画してください。

イ 地域経済の活性化及び地域社会の発展のため、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画してください。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対する積極的なご協力をお願いします。

(2) 和光産農産物の取り扱い

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRにご協力をお願いします。

(3) 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えてください。

(4) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うようお願いいたします。

(5) 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないように配慮をお願いします。

(6) 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠意

を持って速やかな対応をお願いします。

(7) 以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めてください。

ア 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

イ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

ウ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

エ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

(8) 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従ってください。

(9) 店舗から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、毎年六月末日までに提出してください。また、排出される廃棄物の状況を把握できる者のうちから廃棄物管理責任者を選任し、届出してください。

(変更する際も同様に届出が必要となります。)

(10) (仮称)ヤオコー和光丸山台店は和光市立第三小学校、和光市立大和中学の通学区域となっており、周辺道路は児童生徒の通学路となっている。そのため、建設時の工事車両等の出入り、開店後の物資搬入車両、来客者の車両等との事故が懸念される。

特に登下校時の時間帯については十分注意していただくとともに、反射鏡、出庫を知らせるブザー等の設置、警備員等の配置により事故の防止に努めていただきたい。

二 縦覧期間

令和三年二月二日から令和三年三月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター